

## 個人番号(マイナンバー)のお知らせ

マイナンバー法(行政手続きにおける特定の個人番号を識別するための番号の利用に関する法律)の施行に伴い、平成29年7月18日から、ネットワークサービスが開始されました。利用される場合は、申請書等にマイナンバーを記載し、提出時に番号確認と身分確認を行うことが義務化されています。そのため、申請書等の提出時には以下書類等が必ず必要になりますのでご注意ください。

※税情報の利用にあたっては対象者全員の自筆による同意書も必要になります。

### ◎【本人確認が厳格化】

マイナンバーを使う手続きの際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行うよう法律で定められています。

#### 1. 申請者(本人)が手続きに窓口へ来られた場合

- ①マイナンバー確認 (通知カード又は番号カード等)
- ②手続きする人が番号の正しい持ち主かの確認 (身元確認)

#### 2. 申請書と異なる人が手続きに窓口へ来られた場合

- ①マイナンバー確認 (通知カード又は番号カード等)
- ②代理人本人であることの確認 (身元確認) ※免許証 下記身元確認参照
- ③申請者のマイナンバーであることの確認 (マイナンバー確認 ※コピー可)

※2-①の場合、代理人(委任状)法定代理人(戸籍謄本)が必要です。

### 【マイナンバー確認及び身元確認に必要な書類】

個人番号カードを持っている場合	個人番号カードを持っていない場合
・個人番号カード 1枚で ・マイナンバー確認及び身元確認が可能	・通知カード等(個人番号入り住民票) ・身元確認書類 (運転免許証、パスポート、年金手帳、保険証等) ・顔写真付き 1点で可能 ※ 1 ・顔写真無し 2点必要 ※ 2

※1 1点確認が可能 (顔写真有)  
個人番号カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード等

※2 2点確認が可能 (顔写真無)  
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、母子健康手帳、公共機関発行の証明書  
(住所・氏名あり)等

※マイナンバー利用によりシステム等で確認が出来た場合、所得証明の添付は不要です。